オ　労働力の確保に向けた対策の推進

果樹農業における労働は、整枝・せん定や摘花・摘果等の高度な技術が必要な作業が多いほか、収穫・調製等の機械化が困難な作業があり、稲作等に比較すると、10ａ当たりの労働時間が長いことが特徴である。

今後、果樹農業者の高齢化が進展することや、若い担い手の規模拡大を推進していく上でも、機械化の困難な収穫・調製等のための労働力の確保が重要となっている。労働力の確保については、産地のみで解決すべき課題とするのではなく、地域の基幹産業としての果樹農業の維持を図る点からも、都道府県、市町村及び産地が一体となって推進していく課題として位置付ける必要がある。

例えば、県、市町村及び産地が一体となって、①作業委託希望者名簿の作成、②作業支援者名簿の作成、③調整オペレーターの設置による両者の調整・あっせん、④将来的に作業受託を行う雇用型経営体の創設等の産地におけるいわゆる「産地労力支援システム」の構築が急務である。

また、労働力の確保に関し、先進的に産地で実施され、効果が現れつつあるものとして、次のような事例が見られており、今後、これらの活動の状況を精査しつつ、全国的な展開を図る必要がある。

㋐　かんきつ産地において、農作業利用組合を設立し、摘果、収穫等の作業を主体的に実施できる支援者を年間雇用して受入農家に派遣する。

㋑　かんきつ産地において、園地に出向いて作業する人材を農協が臨時職員として雇用し、日程調整、派遣等を行い、労働力不足の果樹農業者を支援する。

㋒　かんきつ産地において、収穫作業を手伝う、いわゆる援農ボランティアを都市部を中心に募集し、作業研修や派遣に関する調整・あっせんを行う。

㋓　おうとう産地において、労働力不足の園地を農協が賃借し、農協職員が栽培管理を行うとともに、研修生を募集して修了後に当該園地をあっせんする。

㋔　もも産地において、定年退職者が中心となってＮＰＯを設立し、摘果、防除、収穫等の作業を果樹農業者から受託して会員が分担実施する。

加えて、こうした取組を補完するため、各産地が実施するインターネット等を通じた人材募集や、全国的に、又は都道府県単位で人材を融通する体制の構築等を推進するとともに、防除作業の共同化や栽培管理の外部委託化により作業の分業化が進むよう、防除や堆肥投入等の作業の受託組織で作業機械を操作するオペレーターの名簿の作成や、果樹の生育ステージに沿って計画的に人材派遣を行う取組を推進する。

また、熟練技術を有しない者でも容易に作業ができるよう、「樹体ジョイント仕立て」㊟のような栽培管理の単純化が可能となる技術の開発・普及を推進する。

注：樹体ジョイント仕立て

複数樹の主枝を接ぎ木連結し、直線状の集合樹に仕立てることで、整枝・せん定作業等を容易化する技術。

カ　荒廃農地対策の推進

果樹は、他の作物の栽培が困難な中山間地域での栽培が多く、このような地域を中心に形成された主産地では、果樹が農業産出額の多くを占める基幹的作物と位置付けられている。

一方、農業経営者の高齢化の進展等により、果樹農業においても中山間地域を中心に園地の荒廃が進展しており、平成22年には、約１万８千haの樹園地が耕作放棄地となっている。樹園地が荒廃したまま放置されると、果樹農業という地域産業の衰退につながるだけではなく、野生鳥獣の餌場や隠れ場所にもなり、鳥獣被害の増加の要因にもなっている。

このため、産地にあっては、規模の拡大を志向する農家と規模の縮小を考える農家の把握・あっせんや、荒廃又は管理不足となっている園地の把握・巡回等、荒廃が始まった園地のための管理主体の確保及び適切な管理作業を推進する。

特に、先進的事例として見られるように、農地の荒廃が見込まれる園地の管理を行うため、せん定・収穫作業の研修を受けた人等で構成される組織の設立等を進めることが重要とされる。

また、最近の先進的事例を踏まえて、園地を生食用果実の生産から省力化が可能な加工原材料の生産に転換し、新たな付加価値をつけた６次産業化を推進することで、農地の荒廃防止にもつなげるといった手法を普及する必要がある。

さらに、農地荒廃の恐れがある園地を対象として、整枝・せん定の簡素化といった加工専用園地向けの栽培管理技術の実証を行うことで、加工専用園地への転換により農地荒廃を未然に防止する取組を推進する。

キ　果樹共済等のセーフティネット措置の推進

農業者の経営安定を図る観点から、セーフティネット措置として、気象災害による減収を補塡する果樹共済について、農業者に対し果樹共済の補償内容等の周知を徹底するとともに、被害実態に応じた共済掛金率を設定する危険段階別共済掛金率のより一層の活用等を通じて、果樹共済の加入推進を図る。

また、果樹を含む農業経営全体の収入に着目した収入保険制度の導入について、制度の法制化に向け、検討を進めるとともに、収入保険の検討と併せて、農業災害補償制度の在り方について検討する。

さらに、自然災害等の一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期資金の融資を行う農林漁業セーフティネット資金について周知徹底を図る。

⑵　新品種・新技術の開発・普及

果樹農業の生産基盤が脆弱化する中で、果樹農業の所得向上に向けた好循環を形成するためには、新品種・新技術等の開発・普及を通じた技術革新が必要不可欠である。

例えば、果樹の新品種について、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構果樹研究所が育成したぶどうの新品種である「シャインマスカット」は、種なしで皮ごと食べられる手軽さと優れた食味が特徴であり、消費者や市場から高い評価を得ている。そのため、全国のぶどう産地で積極的な導入が進められており、栽培面積は平成18年の品種登録から６年間で463haにまで増加し、既存品種に比べて高値で取引され、ぶどう農家の経営の好循環に貢献している。

また、果樹栽培の新技術について、長野県が開発した「新わい化栽培」は、改植後２年目から収穫が始まり、５年目には慣行栽培の２～３倍となる４～4.5ｔ／10ａ程度の収穫が可能となるほか、作業時間は慣行栽培よりも２割程度の減少となるため、大幅な作業労力の軽減が図られており、りんご農家の経営の好循環に貢献している。

今後も、国、都道府県等の行政機関はもとより、試験研究機関、生産出荷団体、生産者のほか、流通関係者、加工関係者、量販店等の様々な関係者が緊密に連携して、新品種・新技術の開発が加速化されやすい体制を構築し、生産者に円滑に普及される環境を整備する必要がある。

ア　優良品目・品種への転換の推進

果樹産地の収益力の強化と農業者の経営安定を図る観点から、消費者ニーズに対応した優良品目・品種への転換や高品質化を加速させるため、平成19年度から実施してきた改植等に対する支援（果樹経営支援対策事業）に加え、平成23年度からは、未収益期間における苗木の養成経費に対する支援（果樹未収益期間支援事業）を講じてきたところである。

これらの事業は、平成26年度で終期を迎えたが、同事業を通じて高品質果実が安定供給される産地が育成・確保されるなどの成果を挙げており、生産現場からは、果樹対策の基幹事業と位置付けられるとの声が強く、平成27年度以降も引き続き実施することとしている。

果樹経営支援対策事業の改植支援においては、運用の見直しにより、落葉果樹等の改植支援の定額化、同一品種の改植、新植支援等の充実・強化を図ることとし、具体的には、かんきつ類・りんご以外の主要落葉果樹等の改植についても定額で支援するとともに、同一品種の優良系統（例えば、りんご「ふじ」の着色系統、しらぬひ（デコポン）の弱毒ウイルス接種系統）を改植支援の対象に追加するほか、産地が特に規模拡大を志向する新品種の新植を一定の要件の下で支援する。